

◎新潟県告示第164号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年2月23日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 新潟労災病院
- 2 所 在 地 上越市東雲町1丁目7番12号
- 3 有効期間 平成30年3月24日から
平成33年3月23日まで